

自治体施策研究会成果報告・前篇

I. 序 ——自治体施策研究会結成の趣旨——

研究代表者 交 告 尚 史

20世紀も末の1999年、地方分権一括法の成立という大きな変革が実現した。21世紀においては、その制度変革の中身を実のあるものとするものが求められている。すなわち、全国の自治体がそれぞれの地域的課題に対処するために知恵を絞り、創意工夫を凝らさなければならないのである。環境保護や土地利用の分野であれば、その施策は地域の自然的・社会的・経済的条件を考慮して行われるべきものであるから、自治体が独自の施策の考案に努めることはもとより当然である。ところがそれに止まらず、たとえば男女共同参画社会の形成というような一見普遍的と映る課題であっても、その制度化に向けて一步を踏み出そうとすると、やはりその地域独特の障害があって、単に先行自治体の例に倣うだけでは事足りないのが実情のようである。

時代状況がこうであってみれば、自治行政学科という先駆的な学科を擁する本学法学部としては、自治体の現場に学んでその成果を学問と教育に反映させるべく努めることは当然の責務であろう。専門分野こそ違え志を一にする教員は多く、この度そのうちの数名が相集って研究会を結成し、「自治体施策研究会」と命名した。有志の氏名と各自が責任を負う分野は下記のとおりである。全員本学法学部教員であり、同時に本学法学研究所の所員でもある。

交告尚史（研究代表者・環境行政施策）

- 阿部浩己（女性行政施策）
- 安達和志（情報公開施策）
- 石川正美（消費者行政施策）
- 坂本宏志（自治体職員施策）
- 椽川泰史（地域産業支援施策）
- 矢口俊昭（子ども行政施策）

ここであらためて研究会の目的を明確にしておこう。それは、地方分権と住民自治の時代における自治体の各種施策の総合的研究を通じて、地域の問題を地域で解決するために住民と自治体がどのように協働すべきかを考察することである。さらには、住民生活の実態に即した各種施策の総合化をも展望する。これらの目的を達成するために、われわれは国内・国外の自治体を訪問して聞き取り調査や資料収集を行うとともに、自治体関係者や関係団体の代表者を講師に招いて研究会を開催した。

幸いわれわれの研究は、平成13年度と14年度の2年間に亘って神奈川大学共同研究奨励金の交付を受けることができた。この恩恵に与った者としては、当然その活動の成果を公表する義務があると考ええる。しかしながら、成果のすべてを一挙に収載すれば勢い不相応に浩瀚なものとなることが懸念されるので、まずは研究代表者である交告の環境行政施策に関する報告を前篇として公表する次第である。

Ⅱ．環境行政施策

交告 尚史

1. 私の問題意識

私は、本学法学部では環境法の講義を担当しているが、この分野での目下の研究対象は自然保護である。とりわけ自然的価値の調査を行うための制度づくりに関心がある。そうした調査を必要とする制度として環境管理

計画や環境アセスメントなどが念頭に浮かぶが、いずれも十分ではない。環境アセスメントの実施に際しては、動植物などの調査が相当綿密に行われているように見えるが、如何せん開発事業を契機とする単発的な調査に止まる。本格的な自然保護のためには、十分な専門知識をもち地域に密着した組織が1つの独立した活動として恒常的に自然調査を行うのでなければならないというのが私の持論である¹。わが国はまだまだその段階に到達していないと私自身は認識しているが、その方向に向かって一歩でも進めた取組みをしている自治体があるのなら、われわれはその意義と課題を学習して将来の発展方向を探るべきである。

このような問題意識をもって私は、岩手県紫波町、スウェーデンウプサラ市およびその周辺の自治体、そして函館市と、この順に訪問した。紫波町と函館市では自然保護についてだけでなく、環境問題全般に亘って聞取りを行った。以下その成果のあらましを報告し、最後に私の問題意識に即して若干の総合的考察を行うことにしたい。

2. 岩手県紫波町での聞取り調査

(1) 調査の動機

岩手県の紫波町では、平成13年6月15日に紫波町循環型まちづくり条例が公布された。この条例は、「100年後の子どもたちが豊かな心で紫波の自然を享受できるよう、そのために行動し、その輪を広げる」(前文)ための礎として制定された。循環型まちづくりを進めるための基本的な考え方(3条)や環境を守る方法(7条)などが定められている(1条参照)。全篇「です・ます」調で書かれていて、体裁面でも異色の条例と言える。

私は、横浜市環境保全局の石川孝之氏からこの条例について教示を受けた。石川氏はイアン・マクハーグの思想に立脚するエコロジカル・プランニングに造詣が深く、これを活用した環境保全型の土地利用計画の導入を推奨している²。紫波町の循環型まちづくり条例も、この面での関心の広がりから氏の眼に入ったものと思われる。私もさっそく条例全文を入手し、

紫波町に連絡を入れて面談の予約を取り付けた。

面談は、2002年7月22日にNPO紫波みらい研究所の事務局（紫波町役場に隣接）で行われた。お相手をして下さったのは、紫波町政策経営課の循環政策推進監・細川敏幸氏と循環政策推進監主査・藤滝学氏のお二人である。以下、両氏のお話を要約してお伝えする。

(2) 紫波町概観

紫波町は昭和30年4月1日に9つの村が合併してできた町である。人口は現在およそ3万4000人。里山の傍を国道4号線が南北に走る。オイルショック後に宅地開発が盛んとなり、周辺人口が増加した。新住民と旧住民が数にして相半ばするところまできている。開発で生まれた20～30戸の小さなコミュニティでは、若者が地域になじんでいないきらいがある。社会の高齢化はかなり進行しており、全体で見ると19%ほどであるが、高いところでは30%ぐらいにまで達する地域がある。

主要産業は林業であるが、町内に専門家は一軒もなく、農業その他との兼業である。林業は経営のスパンが長いので補助が難しく、町の施設などに町材を使用することで支援している——私自身JRの紫波中央駅に降り立ったときにログハウス風の造りの駅舎に興を覚えたが、これがまさに町材利用の実践例ということであった。

(3) 紫波町循環型まちづくり条例制定の経緯

紫波町は、盛岡と花巻の中間に位置しており、宅地開発や産廃処理の事業者から目をつけられやすい場所である。平成4年に大規模な産廃中間処理施設のプロジェクトが持ち上がった。これについては、知事に書類を上げるまでに町でストップをかけた。事業者は二戸市の企業で、2、3年前に倒産した。その後ある宗教法人が墓地建設の動きを見せたが、それも断念させた。現在は、町がおおよそ600haほどのフルーツパークを経営している。作物は、りんご、葡萄、桃、西洋梨などである。

この事件のこともあって、平成5年に、環境保全条例が成立した。この条例は、地域指定に基づく立地規制を目指すもので、町長と事業者の協議の仕組みを置いている。ただし、地域指定はまだされていない。条例による財産権規制ということで、慎重になっている。その後、町民の間で、ポイ捨て禁止を求める声が高まった。平成8年に請願がなされ、平成10年には条例が成立した。

折から町長が交代したが、4代目になる新町長は環境と福祉を旗印に掲げ、紫波町の自然を100年後に伝えることを謳い文句にした。シンクタンクとして日本環境財団のメンバーが紫波町に入っていたことも背景にある。彼らは自分たちの構想を実現するための場を求めていたところ、何かの機会に彼らの意向と紫波町が結びついたようである。

(4) 循環型まちづくり委員会

条例の12条において、町長は、循環型まちづくりについて調査し研究するための組織として、委員12人以内で構成される「循環型まちづくり委員会」を設けるものとされている。この委員会は、全くの一般住民の集まり、市民の知恵を吸収する機関であり、学識経験者が参画するのは計画づくりのときぐらいのものである。

(5) 紫波みらい研究所

新町長の高唱になる新世紀未来宣言を受けて、紫波みらい研究所が設立された。現在NPO法の認証を得られたところである。これからこの組織を育てていかなければならない。子どもが頼りであり、紫波町環境探検隊などを企画している。自然調査も行うが、地域の古老の知恵を子どもたちに伝えることに意を注ぎたい。林業振興の観点から町民に山の意義を認識させるのも研究所の役割である。

(6) エコサンセンター

エコサンという表現は、economy, ecology, earth consciousnessで、エコが3つということから来ている。条例9条2項で生ゴミや家畜の糞尿は堆肥にして農地に戻すものとされており、この政策を実施するための施設がエコサンセンターである。その1号槽は臭気が強いので木造にした。建造に使用する木材は紫波町産ばかりではないが、すべて県材である。完成は今年12月を予定している。目下全国から視察が絶えないが、視察団の関心はコンポスト処理したものを何に使うかというところにある。一応堆肥を全て撒いてもなお未撒肥の畑が残るほどだと予測しているが、はたして農家が堆肥を使ってくれるかどうか問題だ。農協と協定を結んでいるものの、その実効性には疑問もある。

3. スウェーデンウプサラ市およびその近傍における自然調査の体験

(1) 調査の動機

私は1997年の9月から1年間、客員研究員としてスウェーデンのウプサラ大学に学んだが、その折に北欧でも指折りの蝶・蛾の専門家であるインゲマル・フリュックルンド (Ingemar Frycklund) 氏と知己になった。彼はすでに年金生活に入っていたが、ウップランド財団 (Upplandsstiftelsen) の契約調査員として、蝶・蛾の野外調査に余念がなかった。

ウップランド財団というのは、1972年にウプサラ県内の自治体が資金を出し合って設立した自然保護のための組織で、自然調査の計画的な実施、自然保護区予定地の先行取得、子どもたちの自然体験教育などを業務としている。専属メンバーはおおよそ9人で、それぞれ森林、昆虫など特定分野の研究者であるが、彼らだけで業務を担うことはできないので、多数の専門家と契約して共同プロジェクトを組んでいる。

フリュックルンド氏との交友はその後も続いており、彼がウップランド財団に提出した報告書はたいてい送って頂いている。最近そのうちの一冊³を読んでいて、今後の自然保護活動の対象として「送電線路」(kraftled-

ningsgata) が重要であるという趣旨の記述が目にとまった。どうやら草原生態系の保全のことが書かれているらしく、そのテーマ自体は大いに関心を誘うものであった。しかし、送電線路なるもののイメージが浮かばないために、記述内容を明確に理解することができず、一度その送電線路の現物を見てみたいという欲求が残った。

幸いその機会はずぐに訪れた。フリュックルンド氏からお招きを頂いたのである。2002年の8月26日から9日1日の日程でスウェーデンに飛び、27日と28日の両日に亘って氏の調査に随行した。

(2) 調査の内容

スウェーデンは、国土は広いが、人口は神奈川県と同程度の国である。首都ストックホルムに近いウプサラ市からフリュックルンド氏のキャンピングカーで北に少しばかり走ると、こんなところで迷えば携帯電話がないとどうしようもないというような森が広がっている。そんな森の中に「送電線路」はあった。発電所から人口密集地へとひたすら長く送電線が走っている。その送電線の下を見ると、そこだけ樹木が刈り込まれて草地になっており、それがずっとはるか彼方まで続いているのである。車を降りて草地を前にしたその瞬間、私はもう「送電線路」をしっかりと観念することができた。

二人の昼間の仕事は、送電線路を歩いて、ある小さな蝶の幼虫を探すことであった。その蝶はスウェーデン語ではエーレンプリースネートフィアリイル (Ärenprisnätjäril) というが、おそらく日本のヒョウモンモドキの仲間であろうと思われる。そこで、その色合にちなんでこの蝶のことを仮にベニヒョウモンモドキと呼ぶことにしよう。ベニヒョウモンモドキの学名は *Euphydryas aurinia* といい、手元にあるフランス語の古い図鑑⁴⁾には、ヨーロッパではかなり広範に分布しているという記述が見られる。しかし、今日では、草原生態系の消失とともにこの蝶の個体数も減少しているようで、NATURA 2000 として EU の仕組みの下で保護されている。

スウェーデンでも、農家が牛や馬を飼って採草地を管理していた時代には、ベニヒョウモンモドキは各地で普通に見られる種であったらしい。ところが、時代の流れで伝統的な農業形態が失われるにつれて、ベニヒョウモンモドキの生息地も消失していった。そして、今や送電線の下、すなわち送電線路こそがこの蝶の最後の棲みかになってしまったのである。ベニヒョウモンモドキの幼虫はエングスヴェッド (Ängsvädd) という草を食するが、この植物名のうちのエング (äng) というのは、スウェーデンの伝統的な採草地のことである。ということは、つまり昔の採草地ではこの植物はごく普通に見られたということであろう。しかし、現在ではそうはいかない。この植物には明るい陽射しが必要で、周りにちょっと背の高い羊歯類が生えただけでも生育を阻害されるのである。

フリュックルンド氏と私は、果てしない送電線路に適当に区切りをつけて、そこここに点在するエングスヴェッドの根元を丁寧に観察して歩いた。そこに白い蜘蛛の巣のようなものが見つかれば、それはベニヒョウモンモドキの幼虫のコロニーであり、それがいくつあるかがわれわれの調査事項なのである。二人は熱心に観察を繰り返し、新たな生息地を発見するという成果を挙げることもできた。

フリュックルンド氏は、この調査の結果をも踏まえて報告書を書き、それをウップランド財団に提出するはずである。それはおそらくウプサラ県内にわずかに残るまとまった採草地 (エング) の調査とも結びついて、草原生態系の保全手法の提言へとつながるものと思われる。

4. 函館市役所での聞き取り調査

(1) 調査の動機

2002年9月30日、安達和志、石川正美、坂本宏志と私の4名で、函館市役所を訪問して聞き取り調査を行った。この度の調査に当たっては、石川教授のゼミの卒業生である三浦祐一氏 (函館市議会事務局議事調査課) がいろいろと調整の労を執って下さった。結果的に見て、氏の諒解が得られた

ことが訪問先を函館市役所に決める要因になったとも言える。三浦氏の見事な仲介のおかげで、われわれは各自の関心分野を所管する部署で心温まる応対を受けることができた。ここで一同を代表して三浦氏に感謝の意を表したい。

(2) 函館市景観条例

私の目下の主たる関心事は自然環境の保全であるが、たまたまある地方自治の情報誌で函館市のまちづくりの特集記事⁵を読み、その内容についてもっと深く知りたいと思っていたので、この機会にまちづくりの担当部署を訪ねてみることにした。聞き取りのお相手をして下さったのは、都市建設部都市デザイン課の松村由紀夫主査である。以下松村氏の説明の一部をまとめておく。

函館市では、昭和63年に函館市西部地区歴史的景観条例が施行されたが、平成7年にはそれが全市を対象とする函館市景観条例となった。この条例の目的は、函館市の都市景観を形成するうえで特に重要な地区を「都市景観形成地域」、「伝統的建造物群保存地区」に指定し、重点的に景観誘導を図ることである。「伝統的建造物群保存地区」というのは文化財保護法上の制度であるから、この条例は、文化財保護法の施行に関わる部分と函館市独自のまちづくり政策に関わる部分が合体したものということになる。

都市景観形成地域では、市長が、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物等を、所有者の同意を得て、景観形成指定建築物等に指定する。都市景観形成地域で建築行為等をしたり景観形成指定建築物等の現状を変更したりするときは、事前の届出が必要となる。

都市景観形成地域内で建築行為等をしようとする者は、その行為が景観形成基準に適合するようにしなければならない。景観形成基準では、建築物等に関して高さが制限されるだけでなく、外観の意匠および色彩などが周辺の景観と調和することも要求されている。ただ、「周辺の環境との調和」というのは、「高さ」と違って数値で表わされた基準ではないので、運用が

難しい。もう少し具体化された基準になっていないと条例に基く助言、指導はやり難いというのが担当者の実感である。

都市景観形成地域外においても、大規模な建築物の建築行為は届出制であり、所定の誘導基準に従って景観誘導を図ることになっている。誘導基準のなかに入っている照明の項目は光公害の防止が狙いであるが、この目的のために具体的にいかなる対応が可能か目下思案中である。サーチライトが利用されるケースが何件かあるが、それがはたして迷惑になるのか、実被害はあるのか、夜景を壊していると言えるのかどうか判断が難しい。函館市環境基本条例に夜景保全の規定を入れることが論議されたときも、都市建設部では、環境基本計画に夜景保全の精神を謳う程度であれば差し支えないが、何らかの規制を要求されのは困ると考えていた。

(3) 函館市環境基本条例

続いて環境部環境保全課に赴き、富樫洋課長と藤田秀樹環境推進係長から函館市環境基本条例についてお話を伺った。両氏の説明の要諦は以下のとおりである。

①環境基本条例制定の経緯 函館市では公害に関してはさしたる問題はなかったが、国や他の自治体の動きに合わせて平成9年8月に庁内組織を設置した。平成10年4月には臨時プロジェクトチーム3名が人事発令された。

環境基本条例案の作成に当たっては、庁内で協議会、幹事会を通して検討し、市民会議の討議を求めた。市民会議は、団体推薦の委員16名、公募委員14名から成る。函館市では公募委員は普通1割程度であるが、この会議については関心度を考慮して約半分とした。市民会議には、素案を示さずに討議してもらった。その成果を専門家委員等から成る条例検討委員会に付託した。条例を1年で作れという至上命題の下、予算執行が可能になったのが8月という苦しい状況であった。途中前市長が死亡し選挙が実施されたということもあって、平成11年9月足掛け2年で条例制定の運びと

なった。

市民会議にはさらに環境基本計画について検討してもらい、平成11年11月に提言を受けた。結局平成12年3月に至って計画決定となった。計画の柱となる理念がちょうど12個あったので、それをカレンダーに仕立てて一般市民用の行動計画とした。これは12万世帯分用意した。事業者用の行動計画も3000部作成した。

②水循環 函館市はやはり海からの恩恵が大きいですが、河川も重視している。水質はかなり改善されてきている。白地地域での乱開発による河川流の汚れを見て、自然にやさしい対応策の必要性が痛感された。函館の河川の場合は、その地形のせいで、雨水が山からすぐに海へ流れ込むという事情を考慮しなければならない。また、透水性舗装ということが言われているが、これをすると冬場に凍って盛り上がってしまうおそれがあり、簡単には採用できない。雨水をトイレの水に使うことを検討している。

③夜景の保全策 夜景の保全は省エネに反するのではないかという意見もあり、この点との兼ね合いを考慮に入れなければならない。眺望点としての函館山の保全、大気保全、地形の変化への配慮が政策の柱である。「街路の明るさから面的な照明へ」というスローガンの下にFFT (Fantasy Flash Town) 構想を立てた。

④自然保護 山全体が公園の函館山が保全されているので、量的にかなりの保護が行われていると言え言える。しかし、後背地の山については対策を講じていない。幸い開発の手はあまり及んでおらず、亀田川などの上流部にまだ豊かな自然が残っている。ただ、それを保護するのに必要なデータがないのが大きな悩みである。

函館市には自然保護条例制定の動きはまだないが、産廃処理施設について立地・造成・構造の基準を定める要綱を作った。この基準があるために、施設を建設できる地域は3か所に限局される。つまりは立地誘導であるが、その背景には自然保護の狙いがあった。要綱の基準に関して業者は冷静な態度を見せているが、3地域の住民は建設地がそこに特定されるので激しく

反発している。しかし、ともかくこの要綱はいずれは条例に格上げしたい。なお、函館市でも近く水道水源保全条例を制定する予定である。

自然保護の分野には本丸となる部局が存在しない。それで、条例化の担当部局が決まっても、資料作りに必要な自然調査の実施部隊として相応しい部局が見つからないのが実情である。ただ、地域の自然をよく知る市井の研究者はたくさんいるので、まずはインターネットで自然環境に関する情報の共有化を図りたい。

5. 総合的考察

(1) 自然学習のあり方

紫波町の循環型まちづくり条例をはじめて読んだとき、私が一番注目したのは、7条（環境を守る方法）の(1)の「町内の環境の変化について常に調査を進めながら、さまざまな動植物とともに生きられるように、私たちの生活を工夫していきます」という一文である。この理念を実現するためにいったいどのようなことが実践されているのか。それを確認することが、紫波町訪問の最大の目的であった。

実際にお話を伺ってみて分かったことは、目下この方面での実働部隊である紫波みらい研究所では、地元の古老の知恵を子どもたちに伝えることに力を注いでいるということである。私はこの試みを高く評価したい。人間は、先祖代々自らの生活圏である地域のなかで、その自然と向き合って日々の暮らしを営んできた。その地で共に暮らす花や鳥や虫には、図鑑に記載された名前のほかに、その地域独特の名前が付けられていることがある。そういう名前を覚えることだけでもけっして無意味ではない。そうした地方名に親しむことによって、地域の自然というものをしっかりと観念することができるからである。さらには、外来種の移入の是非という難題について明確な認識を与えるという効果も期待できるかもしれない。

しかし、私は、このような文化的な自然学習も自然科学的な理解に裏打ちされたものであってほしいと願うものである。その地域に生息する種々

の動物、鳥、虫それに土壌中の微生物の相互関係、またそれらと植物との関係をよく観察し、それを生物学や生態学の知識でまとめあげることが大切である。生物だけでなく、生物の総体と地質や水循環との関係に眼を向けることも大切である。さらに大切なことは、その際われわれ人間も生態学的共同体の一員であるという意識をもつことである。我々が本当に自然の保護を目指すのなら、土地の利用に関わる制度のすべてを生態系全体に配慮したものへと変えていかなければならない。そのためには、自然物相互の関係性を学問的にも正確に理解する必要がある。

(2) 自然調査の担い手

しかしながら、人々に自然科学的な知識を提供するには、まずは当該地域の自然を十分に調査することが必要である。自然科学的知識というのは、図鑑や学術書に書かれた事柄だけを言うのではない。ある昆虫が何を食草としているかということも、当該地域で実際に調査した結果で語るべきものである。つまり、書物から学ぶ知識の有用性を否定するわけではないが、それを当該地域における現実と照らし合わせられるようにしておかなければ実践の役には立たないということである。

そうした地域の自然調査は、開発行為をしたり条例を作ったりする際に準備作業として行う程度では十分ではない。本来常日頃から調査をしてデータを蓄積しておき、必要に応じてそれを活用するというのがあるべき姿である。これは私の年来の持論であるが、函館市役所での聞き取り調査で一層その思いを強くした。後背地の山の自然を保護しようにも、その自然的価値を示すデータがないのである。自然保護の条例制定を目論んでも、基礎的な自然調査を実施する部局が決まらないという現実がある。これは函館市に限ったことではなく、おそらく志ある市町村のほとんどが同様の悩みを抱えておられることと思う。

そこで参考にしたいのがスウェーデンのウップランド財団である。財団の事務所のあるウプサラ市などは自らも相当の調査能力を具えているので

あるが、そのウプサラ市をも含む6つの市町村と県が資金を出し合っこの財団を30年間維持してきた。私がフリュックルンド氏との野外調査を終えてウプサラ市内に戻った日の翌日がちょうど創立30周年記念の祝典の日であった。

ウップランド財団の業務には、土地の買取り、自然保護地域の管理、伝統的な農業形態を維持するための農業者補助など、かなりの資金を要するものが含まれている。もちろん環境庁などから補助金が降りているのは事実であるが、母体の市町村もそれぞれ相当の額を支出しているはずである。そうすることについて住民の合意があるということ自体が、とりもなおさず賛嘆に値することではないだろうか。

しかし、ウップランド財団で素晴らしいのは、何と言ってもその専門能力であろう。9人ほどの専属メンバーも、それぞれ何らかの専門能力を身につけていて、調査プロジェクトのリーダーシップがとれる人たちである。その彼らが、さらに多くの専門家と共同して、計画的に調査を進めている。ウプサラ市内にあるスウェーデン農業大学の研究者や、ウプサラ市の専門職員らとの合同プロジェクトも企画されている。また、わが友フリュックルンド氏のような在野の研究者も参加している。フリュックルンド氏のことと注意していただきたいのであるが、彼は蝶と蛾だけしか担当していない。昆虫でも甲虫などは他の人が調べているはずであるから、その他の分野の調査員も合わせると相当数の専門家が財団の活動に関わっているものと推測されるのである。

わが国でも、有能な自然研究家が市井に埋もれて活動していることは疑うべくもない。昆虫学などはむしろそうした人々の精力的な活動によって支えられてきた面がある。しかし、必ずしもそうした人々の知識が公共的な意思決定に活かされているとは言えない。むしろ活かされていないことが多いと思う。そこで函館市では、市井の研究者の知識をインターネットでつなごうとされている。たしかにそれも有効には違いない。しかし、やはり研究者が実際に共同して活動できる組織と、活動の成果を蓄積する態

勢が欲しいところである。しかし、そのような仕組みを作ることは市町村単独では困難であろう。はたして、わが国ではどのような組織形態が相応しいのであろうか。今回の訪問調査の結果を最大限に活用して、さらに考察を深めていきたいと思う。

注

- 1 交告尚史「環境倫理と環境法」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦』（2002年、日本評論社）358頁参照。
- 2 石川孝之「自治体におけるエコロジカル・プランニングの実践と課題」春夏秋冬 第27号（2002年6月）1頁以下、紫波町の条例については8頁。なお、石川氏には本学法学部の環境行政特論の講義で川瀬博講師の補助者としてご尽力いただいている。
- 3 Ingemar Frycklund, Rödlistade fjärilar i kraftledningsgator samt Ärenprisnätfjärilens *Euphydras aurinia* status i Uppsala län sommaren 2001, Upplandsstiftelsen, februari 2002.
- 4 Traduit par Henri et Trude Fritsch, PAPILLONS ATLAS ILLUSTRÉ Deuxième édition, 1971, GRÜND, Paris, p.134.
- 5 「ベイエリア賑いの復活 まちづくりのデザイン5 北海道函館市」ガバナンス No.17（2002年9月）5頁以下。